

第10回気象予報士CPD運営委員会

日時 令和4年3月31日から

場所 メールベースで実施

1. 事務局報告事項

(要約)

- ・予報士会の活動はリモートによるものが大半となり、それらの活動の中で時間の余裕がある場合は、気象予報士CPD制度についての説明の機会を持った。
- ・ただ、この1年間、認定更新者はおらず、新規のCPD認定申請者もいなかった。
- ・CPD記録の作成には手間がかかり、必要性を感じていない予報士に行わせることは難しい

(1) この1年間(2021年4月から2022年3月)の活動報告

この1年間もその前の1年間に続き、コロナウイルスの感染拡大による新しい生活スタイルに対応する1年となった。一旦はコロナウイルスの感染拡大が収まり、対面による活動が再開しかけたが、再びオミクロン株の感染が拡大した。そのため、対面での集会は制限を受けることになり、対面の講演会や講習会、防災講座などの多くは中止されるか、リモート開催へと変更された。

この期間の直前となる2021年2月24日に気象庁のホームページがリニューアルされ、これまで防災講座などで伝えてきた気象情報の入手や利用法が大きく変化した。また、5月には災害対策基本法の改正があり、「避難情報に関するガイドライン」の制定や、避難情報及び警戒レベル等の一部が変更された。

防災講座などで地域住民に防災情報を伝える役目を担う気象予報士は、これら変更点を自ら学び、それに合わせて講習資料を作り替え、防災講座などで工夫しながら地域住民に伝えることになった。

日本気象予報士会では、本部、地方支部、有志活動団体などの活動で利用するためのウェブ会議システムであるZoomの契約を行い、会員の技能研鑽の機会の提供に努力してきた。新しくなった防災情報に対応するための研修や情報交換が、本部の技能講習会、支部の例会などで盛んに行われた。その努力の跡は、気象予報士CPD制度のWEBページの認定プログラムのページに示されている。

このように、コロナ禍の中にあっても、気象予報士としての技能研鑽の機会は減ることはなく、逆に日本中どこにいてもそれらを受講できることとなった。実際、各地方支部の例会の参加者が全国規模に広がった。ただ、参加が容易になった割には、参加者の増加はこれまでのせいぜい1.5倍から2倍程度で、Zoomの契約人数である300人からは大幅に下回っていた。

CPD制度は、これらの会合を通じた技能研鑽の経歴を記録し、研修歴が見える化することにある。受講者がそれを記録しなければ、受講履歴は残らないが、多くの受講者はその記録を残す労はとらなかった。それが、この間のCPD認定申請者がいない原因の一つになっているものと思われる。

一方、受講を証明するために、講座等の実施者に受講者名簿をCPD事務局に送付することを義務付けているが、この名簿に名前を記載しないしてほしいとする予報士がいることも見逃せない事実である。受講歴などの個人情報を提供したくないという理由もあろうが、CPD制度への理解ができていないこともその理由と考

えられる。

事務局は時間の許す限り、リモートで開催される例会に参加し、講座を聴講し、時間がある場合はC P D制度について説明した。リモートによる技能研鑽機会が増加したことについて、果たしてそれで技能研鑽の実が得られているのか？という疑問も技能講習会運営委員会では聞かれた。これまでの会場型の講習会では、実習や実技など手を動かす機会があったが、リモートでは座学のみであり、それもT Vを視聴するような態度で受講しているのではないか？という指摘であった。パワーポイントの資料を投影して行われる講座では、何かをしながら画面を横目で眺めるだけといった受講形態を行う人もいる。また、入退室自由であり、最初から最後までしっかりと受講しているのかの確認もむずかしい。

時には、マイクをオフにすることを忘れた受講者のマイクからNHKの囲碁講座の音声が入ってきたことも経験した。また、講演者の問いかけに対して、ほとんどの受講者が沈黙していること、質疑応答が特定の会員に偏ることも確認できた。

（２）協賛企業について

制度発足時は、その運営経費の不足分を負担していただける協賛企業を募ることになっていた。この協力に応じていただいた応用気象エンジニアリングと札幌総合情報センターの２社には改めて感謝します。現在制度運営は、認定委員の先生方を始めボランティア活動の中で運営されており、運営経費がほとんど発生せず、経費の支援を受ける必要はなくなった。そのため、経費を負担する協賛ではなく、制度の精神に対する協賛を呼び掛けたが、事務局の説明が不十分かもしれないが協力は芳しくない。社内でC P D取得者と非取得者との差が出るのが望ましくないこと、採用に当たってC P D取得者を優遇することは必ずしも採用方針と一致しないといった理由があるようだ。これらのことは、制度発足時に十分検討されたとは言えず、実施後の障害となってきた。

（３）日本気象予報士会での対応

C P D認定証は、認定者の技能研鑽努力を、日本気象予報士会の会長とC P D制度運営委員長が証明するものである。その証明が、必ずしも技量を保証するものではないとの批判があるが、日本気象予報士会では、認定取得気象予報士が、予報士としての活動をする上で有効に作用することを望んでいる。その一方で、すべての予報士がC P D認定を取得することを強制しているわけではなく、非取得者が技能研鑽を行っていないとか、技量が劣ることを主張しているわけではないことはもちろんである。そのことから、C P D取得は任意であり、制度の利用者が増えることは想定しにくい現状にある。

（質疑）

参加者名簿記載を望まない予報士について質問があった。

C P Dの認定取得を目指さない予報士にとっては、個人情報漏洩の観点から、参加者名簿に記載しないことを希望するものと思われる。